

令和6年2月2日

各 位

飯伊QC企画委員会
(飯田商工会議所)

品質管理検定受検料等のインボイスについて

余寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、来る3月17日に飯田会場エスバードで行われる品質管理検定については飯田商工会議所、長野県商工会連合会南信州支部及び各商工会により「飯伊QC企画委員会」を組織して、主に飯田商工会議所が事務を担当しております。

また、会計口座は都合上、「飯田商工会議所 QC検定」の名義としておりますが、上記の通り複数団体で組織した任意団体として運営をしております。検定主体である(一財)日本規格協会への検定料の納付の他は皆様からいただく会場運営費と構成団体の費用負担により飯田会場での検定を実施しています。

昨年10月よりインボイス制度が導入され、消費税の適格請求書を発行するためには、この任意団体として課税事業者としての登録を行う必要があります。しかしながら現在の状況では消費税申告の事務負担が膨大となるとともに、「みなし法人」としての法人税の申告が必要となる可能性もあり、費用的及び人員的にこの登録は現実的ではなく、消費税課税事業者、インボイス発行事業者の登録申請も行っていません。

よって、今回の「受検料」につきましては(一財)日本規格協会より各事業者宛ての適格請求書を発行いただきますが、ご負担いただいている「会場運営費」はインボイスの発行が行えないため所得税・法人税の経費とはなりません。消費税の課税仕入れとすることはできません。但し6年間は一定割合の控除が可能となる経過措置が設けられておりますので申し添えます。

インボイス制度の導入により、このような対応となりましたが、ご参加いただく皆様の費用負担の軽減も考慮し、品質管理検定の飯田会場運営を継続できればと考えております。今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

不明な点がありましたら下記にお問い合わせください。

飯田商工会議所
担当：事業課木下
TEL 24-1234